

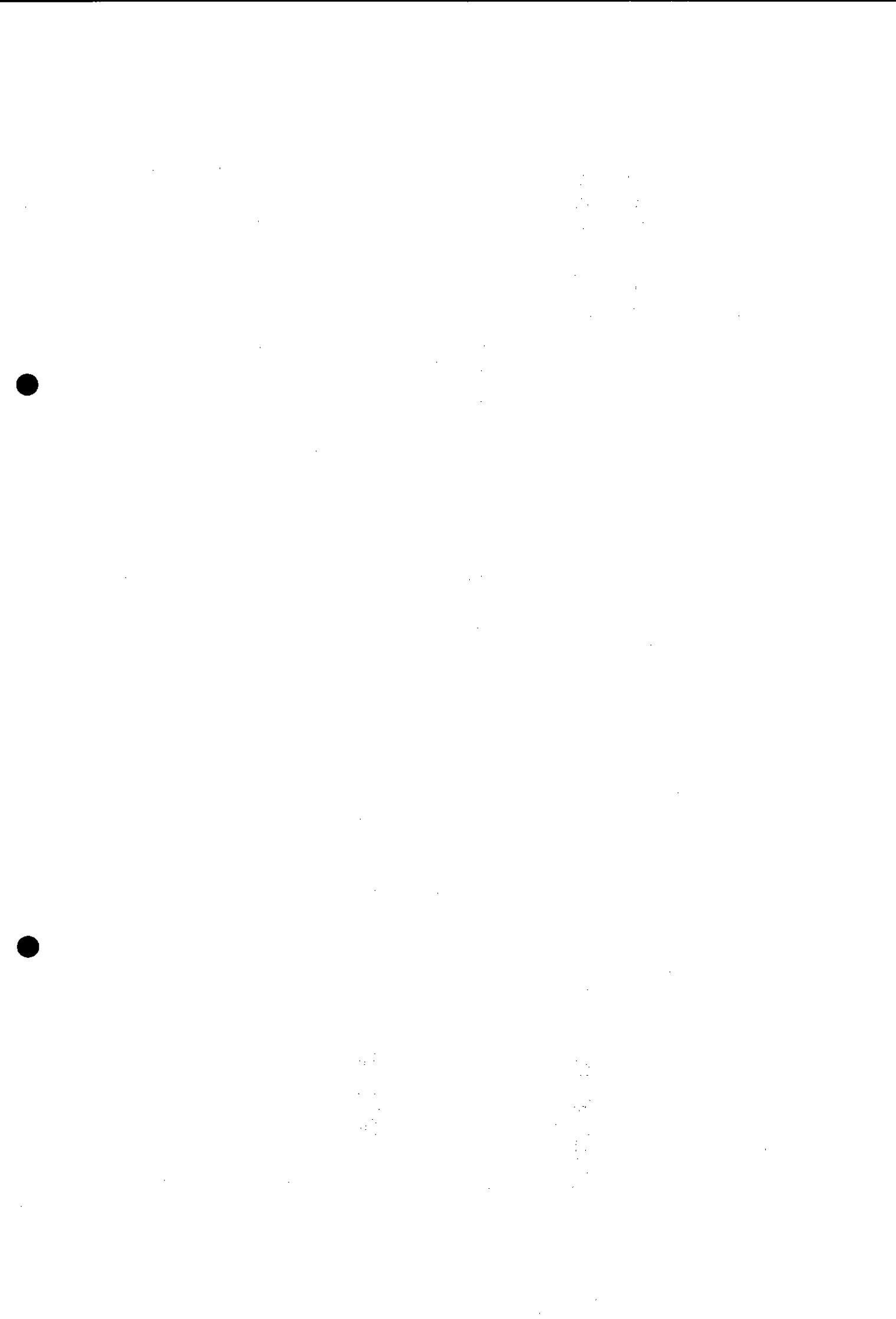
内閣参質一五六第三四号

平成十五年六月二十七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

参議院議長 倉田寛之殿

参議院議員福島瑞穂君提出イラク戦争時に日本政府がヨルダンに寄贈したテントに関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員福島瑞穂君提出イラク戦争時に日本政府がヨルダンに寄贈したテントに関する再質

問に対する答弁書

一について

難民用テントのヨルダンへの空輸に要した経費は、約一億円である。

二及び三について

今回の難民用テントの譲渡及び空輸については、国際連合難民高等弁務官事務所（以下「UNHCR」という。）から、難民用テントの調達及び輸送には相当の費用と時間を要し、緊急に必要なとされる難民用テントがイラク周辺国では十分に手配できないため、我が国政府が備蓄している難民用テントをUNHCRに譲渡するとともに、ヨルダン国内の空港まで空輸するよう要請があったことを受けて、実施したものである。空輸に当たっては、UNHCRからの要請の緊急性にかんがみ、迅速かつ確実に利用することができる政府保有の航空機によることが適切であったこと、UNHCRから要請された難民用テントの量がおおむね政府専用機二機で空輸可能な量に見合うものであったこと等の理由から、政府専用機を使用することとしたものである。

このUNHCRからの要請は、UNHCRのヨルダン事務所からではなく、UNHCRの本部から行われたものであるが、同本部は、ヨルダン事務所と協議及び調整を行った上で、要請に及んだものと承知している。

なお、今回の難民用テントの譲渡及び空輸以前から、UNHCRとの間では、人道的な国際救援活動への我が国の協力について随時意見交換を行ってきているところであり、また、我が国の人道救援物資の備蓄体制に関する情報提供も行ってきた。今回の要請は、UNHCRが、これらの意見交換等を通じて、我が国の国際平和協力の体制及び人道救援物資の備蓄状況を理解した上で、自らの判断に基づき行ったものであると認識している。

四について

現在、ルワイシエッド難民キャンプで使用されている難民用テントは十張りであり、更に十張り同キャンブから車で約五分の地点にある倉庫に保管されていると承知している。残りの百四十張りについても、一時は同倉庫に保管されていたが、アンマン市の北約二十五キロメートルにあるザルカ市内の倉庫の方が難民用テントの保管体制が優れており、保管コストも節減できること、輸送の面でも問題がないこと

等から、同市内の倉庫に移送され、現在は同倉庫に保管されていると承知している。

五及び六について

UNHCRから要請のあつた難民用テントは二千人分であり、我が国がUNHCRに譲渡したのは十人用テント百六十張り（約千六百人分）である。

政府専用機の貨物室には、貨物積載用パレットが五枚まで搭載可能であり、また、貨物室の容積を勘案すると、パレット一枚には、難民用テントが十六張りまで搭載可能である。このため、二機の政府専用機それぞれに難民用テント八十張りずつを搭載し、空輸したものである。

